

EU向け輸出二枚貝生産海域のモニタリングに  
係るサンプリング及び不正行為の防止計画書（例）

●利用上の注意：作成上の注意事項は【】で囲った。

年 月 日  
〇 〇 県 〇 〇 委 員 会

（目的）

第1 EU輸出二枚貝製品の原料となる二枚貝（以下「EU向け二枚貝」という。）の生産海域として〇〇県知事が指定した海域のうち〇〇海域（以下「生産海域」という。）のモニタリングに係るサンプリング及び不正行為の防止計画を定めるものである。

（サンプリングの種類及び実施）

第2 生産海域のモニタリングに係るサンプリングは、次のサンプリングによって構成する。

(1) 定期的サンプリング

二枚貝の微生物学的品質、二枚貝の生物毒素（以下「貝毒」という。）の存在及び毒素産生性プランクトンの存在について検査するため第6の第2項で定める日程により定期的を実施するサンプリングをいう。

(2) 集中的サンプリング

定期的サンプリングの検査結果が、次のアからオの各移行基準に該当する場合、定期的サンプリングにサンプリングの定点及びサンプリングの頻度を増して実施するサンプリングをいう。

ア 麻痺性貝毒（PSP）

【判断基準を記載】

イ 下痢性貝毒素産生性

【判断基準を記載】

ウ 記憶喪失性貝毒（ASP）

【判断基準を記載】

エ 麻痺性貝毒素産生性プランクトン

【判断基準を記載】

オ 下痢性貝毒素産生性プランクトン

【判断基準を記載】

(3) 環境汚染物質サンプリング

環境汚染物質の存在について検査するため1年間に1回(〇月)実施するサンプリングをいう。

2 集中的サンプリングは、該当した各移行基準に関連する貝毒及び毒素産生性プランクトンについて実施する。

(サンプリングの定点)

第3 定期的サンプリング及び環境汚染物質サンプリングの定点は、次の(1)から(4)の4定点とし、集中的サンプリングの定点は、定期的サンプリングの定点に次の(5)を加えた5定点とする。

- (1) A (〇〇) 定点 : 北緯\*° \*′、東経\*° \*′
- (2) B (〇〇) 定点 : 北緯\*° \*′、東経\*° \*′
- (3) C (〇〇) 定点 : 北緯\*° \*′、東経\*° \*′
- (4) D (〇〇) 定点 : 北緯\*° \*′、東経\*° \*′
- (5) E (〇〇) 定点 : 北緯\*° \*′、東経\*° \*′

(サンプリングの地点)

第4 生産海域の各サンプリングの定点におけるサンプリングの地点は次のとおりとする。

(1) 二枚貝の微生物学的品質及び貝毒に係る地点 【水深は例】

- ア A (〇〇) 定点 : 垂下水深【20m及び30m】
- イ B (〇〇) 定点 : 垂下水深【20m及び30m】
- ウ C (〇〇) 定点 : 垂下水深【10m】
- エ D (〇〇) 定点 : 垂下水深【20m】
- オ E (〇〇) 定点 : 垂下水深【20m及び30m】

(2) 毒素産生性プランクトンに係る地点

- ア A (〇〇) 定点 : 垂下水深【0m、10m、20m、海底上2m】
- イ B (〇〇) 定点 : 垂下水深【0m、10m、20m、海底上2m】
- ウ C (〇〇) 定点 : 垂下水深【0m、10m、海底上2m】
- エ D (〇〇) 定点 : 垂下水深【0m、10m、20m、海底上2m】
- オ E (〇〇) 定点 : 垂下水深【0m、10m、20m、海底上2m】

(3) 環境汚染物質の存在に係る地点

前記(1)のアからエの全ての地点とする。

(サンプリングの検査項目等)

第5 サンプリングの検査項目、検体の種類及び検体数量は、各サンプリング地点毎に次のとおりとする。

(1) 微生物学的品質 : 二枚貝〇kg

ア *E.coli*

イ サルモネラ

ただし、イ サルモネラは、EU向け二枚貝が冷凍品及び加工品に限られる場合は検査項目から除く。

(2) 貝毒の存在：次の項目毎に二枚貝〇k g

【検査機関が別々の場合。同一機関であれば併せて〇k g】

ア 麻痺性貝毒(P S P)

イ 下痢性貝毒(D S P)

ウ 記憶喪失性貝毒(A S P)

(3) 毒素産生性プランクトンの存在：海水1リットル

ア 麻痺性貝毒素産生性プランクトン

【具体的な監視対象属、種等記載】

イ 下痢性貝毒素産生性プランクトン

【具体的な監視対象属、種等記載】

ウ 記憶喪失性貝毒素産生性プランクトン

【具体的な監視対象属、種等記載】

(4) 環境汚染物質の存在：次の項目毎に二枚貝〇k g

ア ハロゲン化合物

(ア) P C B

(イ) ダイオキシン

イ 重金属及び多環芳香族炭化水素

(ア) カドミウム

(イ) 水銀

(ウ) 鉛

(エ) ベンゾ[a]ピレン

(オ) ベンゾ[a]アントラセン

(カ) ベンゾ[b]フルオランテン

(キ) クリセン

2 麻痺性貝毒、下痢性貝毒、麻痺性貝毒素産生性プランクトン及び下痢性貝毒素産生性プランクトンについては、〇〇県における貝毒の監視及び管理措置要綱（〇号〇〇通知）に基づき実施している監視結果を活用することができる。

(サンプリングの頻度及び日程)

第6 サンプリングの頻度は、次のとおりとする。

(1) 定期的サンプリング

ア 微生物学的品質：2週間に1回実施

イ 貝毒の存在：

(ア) 麻痺性貝毒及び下痢性貝毒（オカダ酸、ディノフィストキシン類及びペク

テノトキシン類)：〇月から〇月は〇か月に〇回、〇月から〇月は〇週間に〇回実施

(イ) 下痢性貝毒（イェットキシン類及びアザスピロ酸）及び記憶喪失性貝毒：1か月に1回実施

ウ 毒素産生性プランクトンの存在：1ヶ月に1回実施

## (2) 集中的サンプリング

ア 貝毒の存在：定期サンプリングの頻度を維持

イ 毒素産生性プランクトンの存在：1週間に1回実施

2 サンプリングの日程は、EU向け二枚貝の採捕予定期間に応じて、貝類衛生対策委員会の委員長及び副委員長が協議の上定めるものとする。

## (不正行為の防止)

第7 不正行為の防止については、次のとおり実施するものとする。

### (1) 不正行為の防止のモニタリング

ア EU向け二枚貝の養殖場等及び輸送先に関する不正行為の防止のモニタリングを行う。

イ EU向け二枚貝搬送票の使用及び保管に関する不正行為の防止のモニタリングを行う。

(2) 不正行為の防止のモニタリングは、EU向け二枚貝を採捕する漁業者の所属する漁業協同組合毎に、生産海域の開放中1回以上、又は必要に応じて臨時に行う。

(3) モニタリング日程は、〇〇〇が定める。